

平成27年度

京田辺市教育の方針



京田辺市教育委員会

## 平成27年度 京田辺市教育の方針

京田辺市の教育は、活力とうるおいのある未来をつくるため、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の形成を目指すものである。

この教育の目標を達成するためには、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力など調和のとれた力である「生きる力」の育成を基本とし、グローバル化した社会、情報科学の進歩、少子高齢化、子どもの貧困など、急速な社会の変化に柔軟かつ的確に対応する能力や資質の育成に努める必要がある。

本年度は、京都府の教育の基本理念や施策の方向性を示した「京都府教育振興プラン～つながり、創る、京の知恵～」や、京田辺市の人権教育・啓発推進計画、第2次男女共同参画計画、子ども子育て支援事業計画、子ども読書活動推進計画、スポーツ推進計画など、各種計画に基づいた取組を充実し、京田辺市教育の推進を図る。

学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた発達を図り、勤労と責任を重んじ、基本的人権を尊重し、国際感覚を身に付けた児童生徒の育成に努め、生涯にわたる学習の基盤を培うことを目標とする。また、各学校・園は、学習指導要領・幼稚園教育要領等の趣旨・内容に沿い、教育課題を明確にし、校種間の緊密な連携を進めるとともに、家庭・地域社会・関係諸機関等との連携、協働により、子ども一人一人を大切にした教育を一層推進する。そのことから、学力充実や学習環境の整備、基本的人権の確保などに努め、将来の京田辺市を担いたくましく生きる子どもの育成に向け、研究、実践を行う。

社会教育においては、基本的人権の尊重を基盤に、生涯学習社会の実現に向けて、国際理解、環境問題、健康福祉、防災防犯及び情報モラル等を課題とした学習環境の充実を図るとともに、市民の自主的な学習活動を支援する。また、学校、家庭、地域社会が相互に連携しながら、多様な学習活動を推進し、地域社会での大人の学習力や教育力を高め、地域の課題の解決と地域力の向上を図り、地域コミュニティの活性化に取り組むとともに、子育て支援においては、子育てニーズに対応した留守家庭児童会の運営や放課後子ども総合プラン等への取り組みを進める。

さらには、市民の多様な文化・芸術活動の支援や文化財の保護、活用に努めるとともに、文化振興の基本方針となる、京田辺市文化振興計画の策定を行う。

社会体育においては、スポーツ推進計画に基づき、子どもから高齢者、障がい者までの市民誰もが、いつでも楽しく安全にスポーツに親しむことができる環境の整備・充実に努め、生涯スポーツの推進を図る。

京田辺市教育委員会は、上記のことを平成27年度の教育の方針と定め、学校教育、社会教育、社会体育の密接な連携のもと、大学をはじめ地域の学術研究機関などの協力も得ながら、子ども達の豊富な社会体験を通して人間形成に努めるとともに、市民の生涯にわたる学習活動を推進し、地域に即した教育活動の創造と活性化のために、より一層の努力を図るものである。

## 平成27年度 学校教育指導の重点

一人一人が輝く京田辺っ子の育成

京田辺市の学校教育は、質の高い学力、豊かな感性や情緒、たくましく健やかな体をはぐくむなど、知・徳・体の調和のとれた幼児児童生徒の育成を図り、人間の生涯にわたる成長の基礎を培うことを目指すものである。そのため、京田辺市の伝統や文化を継承・発展し、一人一人が個性を輝かせ、未来を創造していく子どもをはぐくむ教育の推進に努める。

特に、2年目となる、子ども・学校応援プロジェクト「教育実践モデル校」事業では、昨年度の研究を発展させ、カリキュラム等の開発を進めていく。今年度も研修等の公開を積極的に進め、市内全体の子どもの学力や体力等を一層向上させることに努める。

### 質の高い学力をはぐくみ 個性や能力の伸長を図る教育の推進

#### 1. 学習指導

##### 目標

個に応じた指導を積極的に進めることにより基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、学習意欲の向上や言語活動の充実を基盤として、学力の充実・向上を目指す取組を組織的に進める。

##### 主な取組

- (1) 学習指導要領の趣旨を十分生かし、授業改善を進めるとともに、指導内容の精選と課題に応じた重点化を図り、授業時数を確保しながら綿密な指導計画に基づいて指導する。
- (2) 学力調査等の分析・活用により、個々の学習状況を的確に把握して、習熟の程度に応じた指導等、個に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫改善に努めるとともに、検証サイクルによる取組を進める。
- (3) 各教科等での言語活動の充実を図り、知的活動やコミュニケーション活動の基盤となる「ことばの力」を発達段階に応じて育成する。
- (4) 協働的な学習や探究的な学習の充実を図り、知識・技能等を活用して課題を解決する力を育成する。
- (5) ICT機器等の効果的な活用、社会人講師等の専門性を生かすなど、授業を工夫して学習意欲の向上に努める。
- (6) 小学校外国語活動における指導力の向上と中学校教員の英語力の更なる向上、ALTの効果的な活用を図り、グローバル社会に対応した英語コミュニケーション能力を育成する。

(社会の変化に対応する教育の推進)

1. 国際理解教育(4)に再掲

- (7) 特別活動の実施に当たっては、望ましい集団活動や体験を通して、心身の調和のとれた発達を図るとともに、ガイダンスの機能を生かして個性の伸長に努める。
- (8) すべての児童生徒が、楽しく「わかる・できる」を目指して工夫する授業（ユニバーサルデザイン授業）を推進する。
- (9) 家庭と連携した、学習習慣の定着に向けた取組の充実に努める。
- (10) 司書教諭や学校司書などすべての教職員が連携して、読書意欲の向上や読書習慣の形成等に努めるとともに、学習・情報センターとしての学校図書館の機能の充実に努め、図書を活用した授業の工夫と読書活動に取り組む。
- (11) 一人一人の心身の発達や学習の連続性を重視した教育活動が展開できるように、校種間連携の充実に努める。
- (12) 学力向上や社会性の醸成につながる、家庭・地域社会との連携等の視点を踏まえた「土曜日を活用した教育活動」に取り組む。

## 2. 進路指導

### 目標

進路指導を人間としての在り方生き方にかかわる指導にとらえ、学ぶこと働くことの喜びと大切さを体得させ、将来への目的と展望をもって、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

### 主な取組

- (1) 校内外での幅広い学習経験や啓発的経験を得させる活動を充実させ、自己の特性に気付かせるとともに、キャリア教育を通じて望ましい職業観、勤労観を身に付け、将来への希望とその実現への意欲を高める指導に努める。
- (2) 校内の進路指導体制を確立し、「子どもの貧困対策に関する大綱」等を踏まえ、家庭や関係機関との連携を深め、組織的・計画的・継続的な進路指導を推進し、希望進路の実現に努める。
- (3) 進路希望の実現のため、学力の充実・向上と規律ある学校生活の実践に努め、計画的な相談活動を通して自己理解を深めさせ、進路に対する目的意識の向上に努める。
- (4) 進路情報を幅広く収集整理し、児童生徒保護者に提供し、組織的な進路事務を通して個に応じた進路指導に努める。

## 3. 特別支援教育

### 目標

発達障がいを含め、障がいのある幼児児童生徒が、心豊かでたくましく生きる力を培い、自立し社会参加する資質や能力を育てるための、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育に努める。

また、すべての幼児児童生徒に、障がいのある人への正しい理解と認識を育てるための計画的な指導に努める。

## 主な取組

- (1) 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会等の校内組織の充実を図り、全教職員が一致して組織的・計画的に具体的支援を進める。
- (2) 日常の指導に活用できる「個別の指導計画」等を作成し、具体的な指導目標や指導内容の明確化と適切な評価による指導の改善に努める。
- (3) 発達障がいなどを含む通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒を対象に、通級指導教室の積極的な利用を図るとともに、特別支援教室構想等も踏まえた個に応じた適切な指導・支援の充実に努める。
- (4) 幼稚園、保育所、小学校、中学校間の連携強化を図るとともに、特別支援学校の地域支援センターなどを活用し、早期からの就学相談・就学指導や進路指導の充実に努める。
- (5) 交流及び共同学習を充実し、正しい理解と認識を深める指導の充実を図るとともに保護者や地域社会の理解を深めるための啓発に努める。

## 4. 幼稚園教育

### 目標

幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、幼児の自発的な活動である遊びを中心とした総合的な指導を通して、生涯にわたる人格形成の基礎を培う。

### 主な取組

- (1) 幼稚園教育要領の趣旨に沿い、教育期間や幼児の生活体験、発達の過程などを考慮し教育課程の編成を行うとともに、体験活動を生かした幼児期にふさわしい活動を展開し、社会生活上のルールや道徳性を必要に応じて身に付けるように援助する。
- (2) 生涯にわたる生活や学習の基盤となることに配慮し、個々の幼児の特性や発達に応じた環境構成と指導方法の工夫に努める。
- (3) 障がいのある幼児一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うとともに、家庭や小学校などとの連携を図り、適切な就学指導に努める。
- (4) 体験入学や交流の機会を活用するとともに、小学校につながる接続期の指導の充実に努め、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図る。
- (5) 地域における「子育て支援」を担う教育機関としての役割を認識し、保護者及び関係諸機関等との相談活動や情報交換、保護者同士の交流などの取組を積極的に進める。

## 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

## 1. 道徳教育

### 目標

生命の尊重や他人を思いやる心など豊かな心の育成のため、幼児児童生徒の実態に即

し、教育活動全体を通じて道徳性を養うための指導を推進する。特に、道徳の時間の指導を充実させ、各学級で道徳的実践力の育成に努める。

### 主な取組

- (1) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実に努める。
- (2) 道徳教育の全体計画、学級における指導計画及び道徳の時間の年間指導計画を各教科、特別活動や総合的な学習の時間等と関連させ、指導内容の改善と充実を図り、指導の徹底に努める。
- (3) 道徳の時間では、「京のこども 明日へのとびら」等資料の効果的な活用や、豊かな体験活動を生かす工夫、地域の人々の協力などの多様な指導を展開し、内面に根ざした道徳性の育成を図る。
- (4) 児童生徒の心に響き、道徳的価値の自覚を促す指導方法についての研修を深め、授業の充実と指導方法の工夫改善に努める。
- (5) 授業公開などを通して、学校における道徳教育に対する保護者・地域社会の理解を一層深めるよう努める。
- (6) 家庭や地域社会と一体となって、基本的な生活習慣、規範意識、好ましい人間関係、伝統や文化の継承、豊かな感性や社会性などを培う道徳的実践を促す環境づくりに努める。

## 2. 人権教育

### 目標

学校教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、基本的人権や同和問題などさまざまな人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培う。

### 主な取組

- (1) 人権問題に関する学習を計画的に進め、すべての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむ。
- (2) 児童生徒の学力の向上を図り、修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる力を身に付けさせる。
- (3) 人権尊重を踏まえた教育活動を進めるため、人権関係資料を積極的に活用するとともに、公開授業を含む研修を日常的・系統的に行い、認識の深化と指導力の向上に努める。
- (4) 校種間連携や交流を深め、発達段階に即した体系的・計画的な人権教育を推進する。
- (5) 人権問題の解決を目指すため、関係諸機関との連携を強化し、地域・保護者の深い信頼の下に実践を進める。

## 3. 生徒指導

### 目標

人間の尊厳という観点に立ち、幼児児童生徒の内面理解に努め、個々の課題の解決を

図るとともに望ましい集団活動を通して、人間としてよりよい生き方をめざし、実践していく力を育てる。あわせて、校内指導体制を有効に機能させ、校種間・学校間の連携を進め、組織的・計画的な指導を推進する。

### 主な取組

- (1) 幼児児童生徒と教職員及び幼児児童生徒相互の心のふれ合いを大切にし、深い信頼関係に基づく人間関係の育成に努める。
- (2) 児童生徒に目的意識を持たせ、一人一人のよさに着目した指導を通し、存在感・充実感のある学校生活を送らせるための積極的な指導に努める。
- (3) 自然体験活動、ボランティア活動など多様な体験活動を通して、豊かでたくましい心の育成に努める。
- (4) 不登校については、専門家の活用による各校の相談体制と日々の教育相談活動を充実させるとともに、関係機関と連携した個々の状況に応じた対応を組織的に行い、未然防止と解決に向けた取組を推進する。特に小中連携による未然防止に努める。
- (5) いじめ問題については、市及び学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る。  
特に、「ネット上のいじめ」等の問題に関しては、情報モラルについて指導するとともに、関係機関と連携した迅速かつ適切な対応を行う。
- (6) 学校や社会のきまり、ルールを守ることの意義や重要性について、府教委と連携した「非行防止教室」等をさらに充実し、児童生徒に考えさせ、規範意識の向上に努める。
- (7) 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を防止するための「児童虐待防止リーフレット」の活用や関係機関との連携を強化し、必要な支援を継続して行う。

## たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進

### 1. 健康安全教育

#### 目標

自他の生命の尊さを自覚し、生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を営み、危機対応能力を身に付けた幼児児童生徒を育成するため、家庭や地域社会、関係機関との連携を強化し、健康安全教育を組織的・計画的に推進する。

#### 主な取組

- (1) 幅広い運動を経験させるとともに、新体力テストの結果をもとに、自己の体力について理解させ、基礎的な体力、運動能力の向上に努める。
- (2) 幼児児童生徒の安心と安全を確保するため、交通安全教育や防災教育等の安全教育を計画的・継続的に実施し、危機対応能力を高め主体的に安全な生活を営む正しい判断力と実践力を養う。
- (3) 教職員の危機管理意識の高揚を図り、危機管理体制を整備・充実し、各学校・

園の「危険等発生時対処要領」に基づく実効性のある研修や訓練を実施するとともに、幼小中の連携や保護者・地域社会・関係機関等と連携して幼児児童生徒の安全確保を図る。併せて、危険等発生時における心のケアの充実に努める。

- (4) 児童生徒の実態と発達段階に応じた性に関する教育の指導内容を工夫し、保護者等の理解を得ながら適切に推進するとともに、喫煙・薬物乱用などの防止や感染症及び生活習慣病など現代的健康課題の対応を含む保健教育を推進する。
- (5) 食に関する正しい理解や望ましい食習慣の育成など食育を推進するため、食に関する指導計画に基づき、教科横断的な指導の充実に努める。
- (6) 食物アレルギー等、アレルギー体質児童の事故防止に向け、給食等についての家庭との連携、情報の共有化を図る。

## 社会の変化に対応する教育の推進

### 1. 国際理解教育

#### 目標

国際感覚を身に付けた児童生徒の育成を目指し、我が国の文化や伝統を尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や共に生きていく資質や能力を育てる。

#### 主な取組

- (1) 国際社会に生きる日本人としての基礎的資質を養うため、各教科等の指導内容を踏まえ、体験的な学習や課題学習などを取り入れて年間指導計画を確立し、その実践に努める。
- (2) 外国の人々との交流や外国語活動を通して言語や文化を理解させると共に、コミュニケーション能力の素地を養う。
- (3) 帰国児童生徒等については、その多様な背景を理解し、学校生活への円滑な適応を図り、海外で身に付けた能力や特性を生かす指導に努める。
- (4) 小学校外国語活動における指導力の向上と中学校教員の英語力の更なる向上、ALTの効果的な活用を図り、グローバル社会に対応した英語コミュニケーション能力を育成する。

(質の高い学力をはぐくみ個性や能力の伸長を図る教育の推進) 1. 学習指導  
(6)に再掲)

### 2. 環境教育

#### 目標

身近な自然や社会の事象に関心を持ち、人々の暮らしと環境とのかかわりについて理解を深め、環境を大切にす生活のしかたや実践的態度や能力を育てる。

#### 主な取組

- (1) 自然と共生した持続可能な社会の創造を目指し、地域と連携した環境教育を計画的に推進する。



- (2) 自然や社会の中での体験を通じて、身近な問題から環境と自分との関係を考えることを通し、自分なりに問題意識を持ってより良い環境づくりのために配慮した生活ができる態度を身に付けさせる。

### 3. 情報教育

#### 目標

児童生徒の発達段階に応じ、情報活用能力の育成に関する指導を行い、授業におけるICT機器等の活用など学校における教育の情報化を通じて総合的・計画的に推進する。

#### 主な取組

- (1) 教育活動全体を通じて情報活用能力の育成が図れるように、各教科等の学習内容と情報教育の目的や内容との関連付けを明確にした指導計画を作成する。
- (2) 各教科等の指導に当たっては、情報通信ネットワークやコンピュータなどの情報教育機器を積極的に活用して、児童生徒の興味・関心に応じた主体的な学習を展開するなど、指導方法の改善工夫に努める。学校においては、活用しやすいICT環境の整備に努める。
- (3) 情報モラルにかかわる教職員研修等により、情報のもつ特性について理解を深め、情報教育の指導力の向上を図る。また、保護者に対しても積極的な啓発を行う。

<b>教職員の資質能力と学校の教育力の向上</b>
---------------------------

### 1. 教職員の使命と責任

#### 目標

教職員は、教育公務員としての使命と責任を自覚し、教育関係諸法令を守るとともに、教職に対する愛着と誇りをもち、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上に努めなければならない。

#### 主な取組

- (1) 教職員は、人権尊重の精神を貫き、人間の成長や発達について深い理解と幼児児童生徒に対する教育的愛情を持ち、幼児児童生徒や保護者との信頼関係を確立するとともに、ボランティア活動など広く社会とかかわり学校内外を問わず、幅広い人間関係を築くことによって、自己の人間性を豊かにするように努める。
- (2) 教職員は、広い視野から社会の変化や時代のニーズを的確に把握する感性を持ち、常に意識改革に努め、幼児児童生徒や保護者の多様な価値観に適切に対応するとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、組織としての学校教育力を高めるように努める。
- (3) 教職員は、豊かな見識と専門性に基づいた確かな指導力と自ら学び続ける意欲を持ち、自己の資質能力の向上に努めるとともに、常に組織の一員としての自覚をもち、計画的・継続的な教育実践に取り組む。

- (4) 教職員は、自己の健康管理に留意するとともに、幼児児童生徒の生命の安全に対する危機意識を持って勤務することはもとより個人情報にかかる文書等の管理についても慎重にして適切な取り扱いに努める。

## 2. 教職員研修

### 目標

教職員は、職務の遂行に当たって、教育目標の具現化のために、<sup>けんさん</sup>不断の研鑽によって自己の陶冶<sup>とうや</sup>を図るとともに、主体的・組織的な研修を通し、指導力の向上に努め、学校教育への期待に応えるよう努めなければならない。

### 主な取組

- (1) 校長は、年間研修計画を策定するとともに、校内研修組織の活性化を図り、教職員の実践的指導力の向上と研修成果の発表の機会の設定に努める。
- (2) 教職員は、京都府教育委員会や京都府総合教育センター及び京田辺市教育委員会が主催する研修に積極的に参加し、指導力量を向上させるとともに、研修成果を校内研修や教育実践に生かすように努める。
- (3) 研究会等は、公教育の推進を基盤とし、教育委員会との密接な連携のもとに教育水準の向上を図るため、教育課題を踏まえた研究活動を進める。

## 3. 学校の教育力の向上

### 目標

学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、児童生徒にとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会から信頼される学校をめざし、教職員は、自己の資質・能力の向上に努めると共に、家庭や地域社会とつながり、学校の教育力の向上を図る取組を推進する。

### 主な取組

- (1) 情報発信や学校評価、学校評議員制度、学校運営協議会制度の積極的な活用を図り、開かれた学校づくりを推進する。また、教員が自らその教育活動を見直し、資質や指導力を向上するために、教職員評価などを活用する。
- (2) いじめは、重大な人権問題であるという認識の基に、教職員一人一人の対応力の向上とともに、学校の組織力を高め、いじめを許さない学校づくりを進める。
- (3) 体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善に努める。
- (4) 学校施設・設備の維持・改善を進め、質の高い教育の環境づくりを推進する。
- (5) 教育実践モデル校指定により、国の教育強化事業並びに京田辺市の教育の中心的な課題解決に向けた先進的な研究や実践に取り組み、特色ある学校づくりを進め、市内全体の子どもの学力や体力等の向上を図る。

## 平成27年度 社会教育・社会体育の重点

心豊かに明日を拓く学びあい

社会教育・社会体育においては、国・府・市の計画及び各関係委員会や審議会の答申、提言等の趣旨を踏まえながら、基本的人権の尊重を基盤に市民の自発的な学習活動や社会参加活動の促進に努め、創造性あふれる心豊かな人間の育成を目指す。

そのため、社会教育・社会体育の一層の充実に努めるとともに、関係機関・団体と連携しながら、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備、充実に努める。

### 生涯学習社会の実現

#### 1. 生涯学習の推進

##### 目標

生涯学習推進基本計画に基づいて、「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる学習環境の総合的な整備・充実に努め、生涯学習社会の実現に努める。

##### 主な取組

- (1) 学校及び地域の人的・物的資源の積極的活用により、学社連携を推進し、学習機会を充実させる。
- (2) 自発的な学習活動を支援するため、情報提供と相談活動の充実に努める。
- (3) 次代を担う青少年を育成するため、体験活動を推進するなど、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりに努める。
- (4) 大学や学研(関連)施設等の高度で豊富な人的、物的資源の有効活用に努めるとともに、人材バンクの活用やネットワーク化を図る。
- (5) ボランティア人材の育成に努め、その学習の成果を生かす機会の充実に努める。

#### 2. 現代的課題などに関する学習活動の推進

##### 目標

国際理解、環境問題、健康福祉、危機管理、情報モラルなどの現代的課題に関する学習活動を充実させる。

##### 主な取組

- (1) 社会教育・学校教育の連携・融合による事業や学習機会の充実に努める。
- (2) 国際理解、環境問題、情報モラル、男女共同参画の推進、青少年健全育成、高齢者の社会参加活動などに関する学習プログラムの開発などの学習機会を提供する。

- (3) 多様な学習活動の課題に対応するため、各関係機関・団体との連携に努める。

### 3. 社会教育関係団体などの連携と協力

#### 目標

社会教育関係団体は、市民の生涯学習の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担っている。そのため、団体の自主性を尊重しつつ、主体的な活動ができるように育成と支援に努め、連携・協力を図る。

#### 主な取組

- (1) 社会教育関係団体の指導者を育成するため、研修機会の充実や情報提供に努める。
- (2) 社会教育活動の推進を図るため、関係機関・団体間の交流促進に努める。

### 4. 社会教育施設・設備の総合的な活用

#### 目標

生涯学習の拠点施設として、その機能が十分発揮されるよう各施設の特性や市民の学習ニーズに対応した総合的な活用を促進し、生涯学習推進体制の充実を図る。

#### 主な取組

- (1) 中央公民館や住民センターにおいては、生涯学習のきっかけづくりとして趣味的な教室や国際理解・環境問題や危機管理などの現代的課題である教養的な講座を開催し、学習活動を通して知識や技能の向上と地域社会への参加促進に努める。
- (2) 図書館においては、人と資料・情報との出会いの場として、資料の充実と提供に努める。
- (3) 生涯にわたる学習機会の充実を図るとともに、市民の主体的な文化・スポーツ・コミュニティ活動等に対応できる施設の整備と活用の促進に努める。
- (4) 市民の学習ニーズに応える情報の提供や学習機会の充実など、市民サービスの向上に努め、各施設が連携してその機能の向上・充実に努める。

## 人権教育の推進

### 1. 一人一人の尊厳を大切にす人権教育の推進

#### 目標

人権教育の指針に基づき、自己実現と一人一人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた取組を推進し、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、基本的人権の尊重や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。

#### 主な取組

- (1) 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他の人との共生などの人権尊重の理念や、様々な人権問題についての学習機会の充実を図る。
- (2) 身近な生活の場における、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を促進するとともに、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できる態度をはぐくむことができる取組を推進する。

## 2. 人権に関する多様な学習活動の充実

### 目標

社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、男女共同参画の推進や、情報モラル、若者のニートやひきこもり、いじめや虐待などの新たな人権課題の解決に向けた多様な学習機会の充実に努める。

### 主な取組

- (1) 人権尊重の心を培う機会として、学校、家庭、地域社会、関係諸機関が連携した取組を推進するための学習機会を充実させる。
- (2) 人権に関する学習活動を効果的に推進するため、地域の実情を踏まえ、各種人権学習資料を活用し学習内容や方法の工夫改善に努める。
- (3) 人権に関する学習活動の活性化を図るため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の実践力と指導力の向上に向けた研修の充実に努める。

## 家庭・地域社会の教育力の向上

### 1. 家庭の教育力の向上

#### 目標

すべての教育の出発点である家庭教育の重要性と役割を明確にし、家庭の教育力の向上を図るための学習活動を推進するとともに、地域や学校、関係機関・団体と連携した家庭教育の総合的な振興を図る。

#### 主な取組

- (1) 生命を大切にする心、相手を思いやる心など豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する学習機会の充実に努める。
- (2) 家庭教育や青少年問題について、情報の提供に努めるとともに、各小学校区における「地域子育てセミナー」など学習会や交流・相談活動を推進する。
- (3) 子どもの将来にわたる心身の健康と豊かな人間性をはぐくむため、「子育て理解講座」や「地域子育て井戸端会議」などの事業を推進し、「早寝、早起き、朝ごはん」などの基本的な生活習慣の確立や規範意識を向上させる取組を推進する。
- (4) 子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように、「京田辺市子ども読書活動推進計画」に則り、家庭における読書の重要性について理解を促進する。
- (5) 就学前の子どもの保護者を対象とした「親のための応援塾」やPTA活動の充

実に向けた支援の充実に努める。

- (6) 家庭教育に関する資料の活用や、支援する取組の充実に努めるとともに、指導者等の養成を図る。

## 2. 地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成

### 目標

地域社会は地域の人々が互いに思いやり、助け合いながらつながりを持つ場であるとともに、新しい時代を切りひらく力のあるたくましい青少年を育成する場である。このことから地域社会における大人の学習力や教育力を高め、課題の解決に向けた様々な体験や交流活動を総合的に推進する。また、次代を担う子どもを育てるために、地域全体で子どもを健やかに育む環境づくりの支援に努める。地域の全ての人たちの絆を深め、コミュニティの形成と誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりの活動を学校、家庭と連携しながら推進する。

### 主な取組

- (1) 「子どもの居場所づくり」、「ふるさと体験学習」及び「放課後子どもプラン」等をとおして、地域での絆づくりの充実に努めるとともに、青少年に豊かな体験や異年齢・世代間交流の場の提供に努める。
- (2) 分館公民館の積極的な活用で、青少年や地域の様々な人たちが交流を深め、誰もが安心・安全に過ごせる居場所づくりに努める。
- (3) 青少年の社会参加を促進するため、様々な人々との交流で、協調することや人の役に立つことを実感できるボランティア等の機会の充実に努める。
- (4) 様々な活動の中で、すべての子どもに、発達段階に応じた役割を与える工夫をするとともに、リーダーの育成に努める。
- (5) 青少年団体及び青少年健全育成団体や関係機関、団体との連携強化を図り、指導者の発掘と養成や資質向上を図り、その活用を推進する。

## 3. 留守家庭児童会の充実

### 目標

放課後、仕事等により家庭に保護者がいない家庭の児童を対象に、家庭、地域、学校等が連携し、個々の児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣や態度を養い、豊かな人間性を身に付けるよう育成する。

### 主な取組

- (1) 安心安全、快適な環境の下、健やかな成長を図るとともに、高学年の受入を実施することにより保護者への支援に努める。
- (2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に則り、その設備及び運営の充実に努める。
- (3) 指導員の弛まぬ自己研鑽と、様々な研修を実施することにより、資質の向上に努める。

## 1. 文化振興計画の策定

### 目標

文化振興のための事業や施策を体系化し、長期的な視野に立ち総合的かつ計画的に文化の振興を目指す。

### 主な取組

- (1) 京田辺市文化振興懇話会等での意見を踏まえ、京田辺市文化振興計画を策定する。

## 2. 文化活動の促進

### 目標

市民がいきいきとした生活を築き、感性や情緒、豊かな人間性をはぐくむ文化・芸術活動の促進に努める。

### 主な取組

- (1) 関係団体との連携を図り、伝統文化の理解と継承、芸術鑑賞など多様な文化活動の促進に努める。
- (2) 文化活動に関する情報提供や優れた芸術文化に親しむ機会の拡充に努める。
- (3) 文化活動を行う団体やサークルの連携による事業の展開を支援し、文化サークル・団体の育成と指導者の育成に努める。
- (4) 市民の主体的な文化活動を支援し、発表の場や参加の拡充に努める。

## 3. 文化財の保護と活用

### 目標

文化財を大切に保護するとともに、市民生活の文化的向上に役立てるよう文化財等の有効な活用を図る。

### 主な取組

- (1) 市民の文化財への理解を高めるとともに文化財愛護の心や郷土を愛する心を育て、文化財を次代へ引き継ぐため、計画的な資料の調査・収集を行うとともに、展示、講演会などを通じて、その普及啓発に努める。
- (2) 市内にある文化財の保護と活用を図るため、文化財の所有者、関係機関及び団体との連携に努める。
- (3) 国・府と連携して、市文化財保護条例に基づいた保護施策を促進する。

## 4. 生涯スポーツの推進

### 目標

市民の誰もが、いつでも、どこでもその年代や体力などライフステージに応じたスポ

ーツ活動を通して、健康で豊かな人生を築き、生きがいと喜びを感じながら、地域社会の一員として活動できる環境づくりを目指す。

### 主な取組

- (1) 気軽に参加できるイベントや大会を開催し、スポーツ推進委員やスポーツ団体等との連携を図り、スポーツ・レクリエーション活動の普及に努める。
- (2) 市民自ら主体性を持って生涯にわたりスポーツに親しめるよう、スポーツの情報提供や相談体制の整備に努める。
- (3) スポーツ推進委員のさらなる資質向上と技術習得を図るため、定期的な研修会等の開催に努める。
- (4) 「生涯スポーツ」、「競技スポーツ」の推進を図るため、体育・スポーツ団体の組織づくりや活動を支援し、スポーツクラブ・サークルの充実を図るとともに、指導者の育成及びスポーツボランティアの養成に努める。
- (5) 学校体育施設の一層の活用や民間スポーツ施設との連携を図るとともに、施設の整備・充実に努める。
- (6) 全国小学生ハンドボール大会のさらなる充実と特色あるスポーツの推進に努める。
- (7) 「スポーツ基本法」に基づいた、「京田辺市スポーツ推進計画」の実行目標の達成に努める。
- (8) 生涯スポーツ推進のため、同志社大学及び特定非営利活動法人京田辺市社会体育協会との連携を一層強化し、「総合型地域スポーツクラブ」の活動の充実に努める。



# 平成27年度 学校教育の努力点

京田辺市教育委員会

## 質の高い学力をはぐくみ 個性や能力の伸長を図る教育の推進

【質の高い学力を育む】 (学力調査の分析による重点課題 ※)

- (1) 基礎・基本の定着
  - ・学力調査等の分析による客観的な学力の把握と指導
  - ・習熟の程度に応じた指導等、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導方法の工夫改善
  - ・「中1振り返り集中学習(ふりスタ)」等の活用と内容の充実
- (2) 活用する力の育成
  - ・各教科での言語活動の充実 ※
  - ・協働的な学習や探究的な学習の充実
- (3) 学習意欲の向上
  - ・ICT機器等の効果的な活用
  - ・社会人講師等の専門性を生かした授業の実施

【学力の向上を目指す】

- (1) 学力調査等の活用、検証サイクルによる取組の推進
- (2) 授業のユニバーサルデザイン化に向けた指導方法の工夫改善
- (3) 家庭と連携した、学習習慣の定着に向けた取組の充実 ※
- (4) 図書を活用した授業の工夫と読書活動の推進 ※
- (5) 校種を超えた取組の推進
  - ・中学校ブロックを中心とした小小・小中連携による学力向上の取組の充実
  - ・保幼小連携の取組の推進(接続カリキュラムの作成)

【特別支援教育】

- (1) 京都府特別支援教育体制整備事業や中学校区毎に設置した通級指導教室を積極的に活用した、個に応じた適切な指導と支援の推進
  - ・アセスメント票の活用と「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等の内容の充実
  - ・早期からの就学相談と就学指導の機能化

## 社会の変化に対応する教育の推進

- (1) グローバル社会に対応した英語コミュニケーション能力の向上
- (2) ICTの活用環境の充実、情報モラル教育の徹底と保護者への啓発

## 教職員の資質能力と学校の教育力の向上

- (1) 人権尊重の視点に立った幼児児童生徒の理解と家庭・地域との連携の強化
- (2) いじめ問題への教職員の対応力・組織力の向上
- (3) 体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善
- (4) 教職員評価などを活用した教職員の資質向上
- (5) 研修・研究の充実による授業力の向上

## 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

- (1) 道徳の時間の充実と指導方法の工夫改善
  - ・「京の子ども 明日へのとびら」等、資料の効果的な活用
- (2) 地域社会の力を生かした豊かな体験活動の継続と充実
  - ・他者への共感や社会の一員としての実感、思いやりの心や規範意識をはぐくむ「幼稚園キララ体験活動」の充実等
- (3) 不登校児童生徒等への学習・生活面の支援と学校復帰の促し
  - ・市適応指導教室(ポットラック)、関係機関等との連携
  - ・学校スクールカウンセラーと市臨床心理士の活用による各校の教育相談体制の充実
  - ・中学校ブロック小中連携会議の効果的運用(アセスメントシートの作成と活用)
- (4) 市及び学校における「いじめ防止基本方針」に基づく組織的な取組と教職員研修の充実

## 教育実践モデル校指定事業の推進

国の教育強化事業や京田辺市の教育課題の解決に向けた研究実践に取り組み、市内全体の子どもの学力や体力等の向上を図る

英語教育モデル校(小中連携)

田辺小学校  
田辺中学校

学力アップモデル校(小中連携)

草内小学校  
田辺東小学校  
培良中学校

学力アップモデル校(単独指定)

三山木小学校  
普賢寺小学校  
桃園小学校

体力アップモデル校

薪小学校

安全(防災)教育チャレンジモデル校

松井ヶ丘小学校  
大住中学校

読書活動推進モデル校

大住小学校

## たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進

- (1) 教職員の危機管理意識の高揚、家庭・地域社会・関係機関との連携による校内外の危機管理体制の整備・充実及び安全教育の計画的・継続的な実施
  - ・学校や地域の実情を踏まえ実効性のある危険等発生時対処要領の作成(見直し)
- (2) 幼児児童生徒の危機対応能力(自ら判断し、自ら行動する力)の育成
  - ・通学路における安全指導や交通安全教室、防犯教室等の実施
  - ・自然災害の避難訓練等の工夫、東日本大震災等の教訓から学ぶ防災教育の推進(幼小連携、地域との連携、保護者との連携の避難訓練)